

河口付近におけるサケ・マス採捕の禁止について

後志管内の下記の4河川の河口付近において、**サケ・マスの繁殖保護を図るため**、石狩後志海区漁業調整委員会の指示により、**下記の区域及び期間においてサケ・マスの採捕を禁止**することとしました。

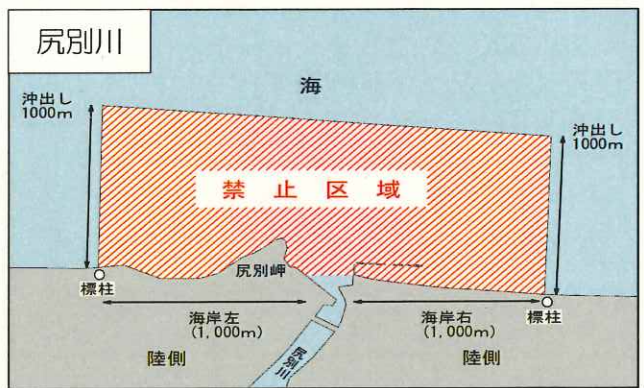
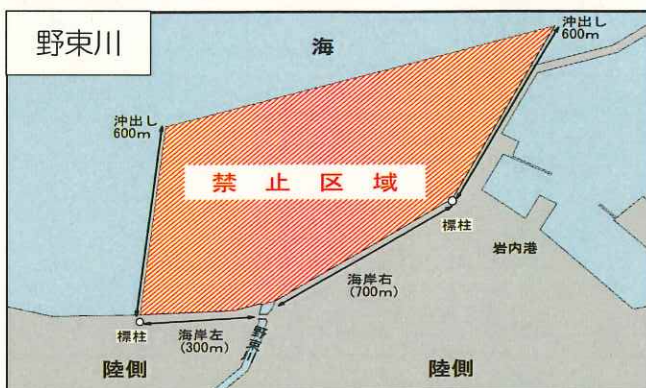
大切な水産資源を保護し、育てていくために関係法令や規則を守りましょう。
 漁業者・遊漁者の皆様のご協力をお願いいたします。

○ 禁止区域（斜線部）及び禁止期間

市町村	河川名	河口沿岸						禁止期間	
		左海岸	右海岸	沖合方位（真方位）		沖合距離		海区委員会指示	漁業調整規則
				左方	右方	左方	右方		
神恵内村	珊内川	300m	(300m)	243°	243°	300m	300m	4/1~8/31	—
	古宇川	(300m)	(300m)	225°	225°	300m	300m	4/1~4/30	5/ 1~ 8/31
岩内町	野束川	(300m)	(700m)	345°	5°	600m	600m	4/1~8/19	8/20~11/30
蘭越町	尻別川	(1000m)	(1000m)	299.3°	300°	1000m	1000m	4/1~4/30	5/ 1~11/30

※距離のうち（ ）内の数字は一応の目安

※赤字は今回新たに設定された内容



<連絡先>
 石狩後志海区漁業調整委員会
 後志総合振興局産業振興部水産課
 住所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
 電話 0136-23-1395 (海区)
 0136-23-1394 (水産課)